

竜王町若者定住のための住まい補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の定住促進を目的として、住宅の新築およびリフォームに係る費用ならびに賃貸住宅の家賃に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 住宅の新築およびリフォームに係る補助対象者は、補助を受けた年度の翌年度から5年以上補助を受けた住宅に居住することを、賃貸住宅の家賃に係る補助対象者は、補助を受けた年度の翌年度から5年以上町内に居住することを誓約し、かつ、町税および町の各種料金を滞納していない者で、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 町外で1年以上継続して居住実績のある者で、前年度の本補助金の交付申請期限から当該年度末までに町内に居住した、または居住する40歳未満（当該年度の4月2日現在。以下同じ。）のもの
- (2) 前年度の本補助金の交付申請期限から当該年度末までに婚姻届を提出した者または提出する者で、町内に居住するもの
- (3) 18歳以下（当該年度の4月2日現在。以下同じ。）の者を養育する者で、町内に居住するもの
- (4) 40歳未満の者で、町内に居住するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要綱による補助金の交付を受けた者は、本補助金を申請することができない。

- (1) 竜王町住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱（平成21年竜王町告示第66号）
- (2) 竜王町定住促進住宅新築・リフォーム補助金交付要綱（平成21年竜王町告示第49号）
- (3) 竜王町定住促進住宅新築・リフォーム補助金交付要綱（平成28年竜王町告示第53号）

(補助回数等の制限)

第3条 この補助金の交付は、同一住宅および同一人につき一回限りとし、対象となる住

宅が共有名義等であっても、複数人による申請はできない。ただし、家賃の補助を受けた者は、初めて交付を受けた年度の翌年度に限り同一住宅の家賃について補助金を申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、家賃の補助を受けた者は、新築およびリフォームに係る補助金の申請を行うことができる。この場合において、申請の制限は前項の本文と同様とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の表のとおりとする。ただし、1つの工事に町内事業者と町外事業者のいずれもが施工事業者となっている場合は、いずれかの施工事業者による施工のみを補助対象事業とする。

区分	施工事業者	補助対象事業
新築・リフォーム	町内事業者による施工	50万円以上の工事
	町外事業者による施工	100万円以上の工事
家賃		月額4万5千円以上の賃貸

2 第1項に規定する工事は、補助対象者が町内に所有し、もしくは所有しようとする住宅(居住に限る。ただし、店舗等を併用する住宅の場合は住居部分のみ。以下同じ。)またはその親族(配偶者および3親等以内の血族または姻族)が所有し、もしくは所有しようとする住宅であって補助対象者が相続または贈与で取得することが確実である住宅に対し、定住のために行う次に掲げる工事とする。

- (1) 住宅の新築および増築に係る工事
- (2) 住宅の修繕、改善、補修および模様替えに係る工事
- (3) 住宅への防犯機能の付与または強化のための防犯システム設置等の工事
- (4) 公共下水道への接続に伴う宅内の工事
- (5) その他町長が適当と認める工事

3 第1項に規定する補助対象事業にある金額は、前項に規定する工事の総経費から次に掲げる経費を減じて得た額とする。

- (1) 交付決定前に着手した工事箇所に係る経費
- (2) 土地および住宅の購入費ならびに媒介契約手数料
- (3) 宅地造成工事費

- (4) 外構工事、カーポート、門扉、門柱、堀、フェンス等の設置費および改修費
- (5) 店舗、車庫、倉庫、物置等の居住を目的としない工事費
- (6) 防蝕、防蟻またはシロアリ駆除のみの工事費
- (7) ハウスクリーニング、排水管清掃等の住宅の日常管理のための経費
- (8) 解体のみの工事費
- (9) 植樹、剪定等の植栽工事費
- (10) 冷暖房機等の簡易な取付けが主となる工事費
- (11) 家電製品、家具、カーテン、カーペット等の購入費および設置費
- (12) 本補助金以外の補助を受けて行う工事費
- (13) 設計費、建築確認その他の申請手数料および負担金
- (14) その他町長が不相当と認める経費

4 第1項に規定する家賃は、町内に存する賃貸用集合住宅に個人が居住用のため12箇月以上の賃貸契約した際の家賃とする。

5 第2条第2項各号に掲げる補助金の交付を受けた住宅に係る工事は、補助の対象としない。

6 補助対象事業を請負う施工事業者が、当該工事を一括して第三者に請け負わせた場合は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとし、その限度額は別表第2に掲げる項目に応じ、補助対象者がその要件を満たす場合に、それぞれ同表の区分に掲げる金額を合算した額とする。ただし、その合算額が別表第1に定める最高限度額を超える場合は、限度額は最高限度額とする。

2 家賃2年目に係る申請をする場合は、前年度の該当要件を引き続き適用する。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助申請および交付決定)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竜王町若者定住のための住まい補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の表に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付の申請をしなければならない。

区分	添付書類	備考

共通	限度額要件該当申出書（別記様式第2号）	第5条第1項に規定する限度額を算定するために必要な書類
	事業計画書（別記様式第3号）	
	第2条第1項に規定する誓約のための書類	
	第2条第1項に規定する町税および町の各種料金を滞納していないことを証明する書類	
	第2条第1項第1号に規定する町外で1年以上継続した居住実績を証明する書類	第2条第1項第1号に該当する場合
	住民票（個人番号の記載のないもの）	第2条第1項第2号および第3号に該当する場合は、世帯全員分。同項第4号に該当する場合は、申請者分
	その他町長が特に必要と認める書類	
新築・リフォーム	位置図	地図等にて当該住宅の位置が分かる図面
	平面図	敷地に対する当該住宅の配置が分かる図面
	間取り図	
	工事見積書	見積明細書を添付すること。原本であること。
	工事を行う住宅等の現況および工事施工予定箇所の写真	撮影日の入ったもの
	承諾書	住宅（土地）の所有者と申請者が異なる場合
家賃	賃貸に係る契約書	契約期間および家賃その他の費用が分かる書類
	勤務先等から支給される住宅手当等の額が分かる書類	勤務先等から住宅手当等が支給される場合

- 2 家賃の補助を受けようとする申請者は、入居を開始した日の属する月から10箇月以内に申請をしなければならない。ただし、家賃2年目に係る補助を受けようとする場合は、この限りでない。
- 3 町長は、第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付または不交付の決定を行い、竜王町若者定住のための住まい補助金交付（不交付）

決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（協議）

第7条 前条第3項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の事項が生じた場合は、速やかに町長に対し協議を行うものとする。

- (1) 補助対象者としての要件の変更
- (2) 補助対象事業の変更（軽微なものは除く。）
- (3) 施工事業者の変更
- (4) 賃貸契約内容または勤務先等から支給される住宅手当等の変更
- (5) 限度額算定の項目または要件の変更
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（変更申請および変更決定）

第8条 交付決定者は、前条の協議の結果、第6条第3項の規定による交付決定額等に変更が生じる場合は、竜王町若者定住のための住まい補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に、当該変更の内容が分かる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定額の変更が必要と認めたときは、竜王町若者定住のための住まい補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、工事が完了したときは当該工事が完了した日から起算して30日以内または当該補助金の交付決定に係る会計年度の3月20日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに、竜王町若者定住のための住まい補助金実績報告書（別記様式第7号）に次の表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

区分	添付書類	備考
共通	事業報告書（別記様式第8号）	第5条第1項に規定する限度額を算定するために必要な書類
	住民票（個人番号の記載のないもの）	第2条第1項第1号および第4号に該当する場合は、交付決定者分。同項第2号および第3号に該当する場合は、世帯全

		員分。ただし、交付申請時に提出している場合は、この限りでない。
	その他町長が特に必要と認める書類	
新築・リフォーム	工事代金請求書の写し	請求明細書を添付すること。
	工事代金領収書の写し	
	工事実施中および実施後の施工箇所の写真	撮影日の入ったもの
	工事を行った住宅の写真	
家賃	家賃の支払を確認できる書類	
	勤務先等から支給された住宅手当等の額が分かる書類	勤務先等から住宅手当等が支給される場合

(状況報告および実地調査)

第10条 町長は、適正な補助金の交付のために、必要があると認めるときは、交付決定者もしくは施工業者等に報告を求め、または担当職員に実地調査を行わせることができる。

2 町長は、前項の規定による調査の結果、申請内容または交付条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を講じるよう交付決定者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、第9条の規定による報告を受けたときは、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、竜王町若者定住のための住まい補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による交付額確定通知書を受けたときは、竜王町若者定住のための住まい補助金交付請求書（別記様式第10号）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第13条 交付決定者は、やむを得ない事情により、第2条第1項で誓約した期間を居住できなくなったときは、交付決定者の配偶者、子または子の配偶者および相続人が補助対象住宅に引き続き居住する場合に限り、竜王町若者定住のための住まい補助金交付事業に係る地位の承継の承認申請書（別記様式第12号）により地位の承継承認を、町長に申請することができる。

2 町長は、前項の規定による地位の承継承認の申請があったときは、これを審査し、適合すると認めたときは竜王町若者定住のための住まい補助事業に係る地位の承継承認書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助対象者または補助対象事業としての要件を満たさなくなったとき。

(3) 補助対象工事を第7条の規定に基づく協議を行わずに変更し、または廃止したとき。

(4) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、またはこれを受けようとしたとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、当該交付決定者に既に補助金の交付をしている場合は、その全部または一部の返還を命ずることができる。

2 前項の場合において、交付決定者が第2条第1項で誓約した期間を居住できなくなったときの返還額は、交付された補助金を60で除した額に居住できなくなった月数（1箇月に満たない月は切り捨てるものとする。）を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定する補助金の返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助事業について適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に竜王町若者定住のための住まい補助金交付要綱（平成31年竜王町告示第35号）の規定によりなされた行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	最高限度額
新築	第4条第3項により算定した経費	補助対象経費の5分の1以内	80万円
リフォーム			50万円
家賃	第4条第4項に規定する家賃から勤務先等から支給される住宅手当等を除いた経費。共益費、駐車場代等の経費は除く。家賃に水道料金等の光熱水費等が含まれている場合は、その相当額を除く。	交付決定から当該年度終了までの間の最大6箇月分の補助対象経費の2分の1以内	1年目：20万円 2年目：10万円

別表第2（第5条関係）

項目	要件	新築	リフォーム	家賃
町内事業者利用	町内に事業所がある法人または個人の施工業者を利用する（一括して第三者に請け負わせた場合は、対象としない。）場合	70万円	45万円	
空き家利用・解消	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等の改修または跡地での住宅建設のための除却を行う場合	4万円	4万円	
子育て	補助対象住宅に居住する世帯に18歳以下の者がいる場合	4万円	2万円	5万円
多子世帯	補助対象住宅に居住する世帯に18歳以下の者が3人以上いる場合	4万円	2万円	5万円
多世代同居	補助対象住宅に3世代以上で同居する場合	4万円	2万円	

婚姻	前年度の本補助金の交付申請期限から当該年度末までに婚姻届を提出した、または提出する場合		4万円	2万円	5万円
転入	1人	町外で1年以上継続して居住実績のある者が、前年度の本補助金の交付申請期限から当該年度末までに町内に居住した、または居住する場合	4万円	2万円	15万円
	2人以上	町外で1年以上継続して居住実績のある2人以上の者が、前年度の本補助金の交付申請期限から当該年度末までに町内に居住した、または居住する場合	8万円	4万円	20万円
Uターン	上欄の転入がUターンである場合		4万円	2万円	
長期定住	本町に5年以上継続して居住している場合		4万円	2万円	15万円